

# 佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センター規則

(令和7年8月5日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究組織として、半導体の教育研究の推進及び半導体人材の育成を図ることを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 半導体カリキュラムの開発及び実践に関すること。
- 二 半導体の教材の開発及び全国高専への展開に関すること。
- 三 産学官との産学官連携に関すること。
- 四 半導体人材育成の取組みの広報に関すること。
- 五 全国高専との連携に関すること。
- 六 その他継続的な半導体人材育成の体制構築に関すること。

## (組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる教職員等を置く。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 一 センター長         | 1名  |
| 二 副センター長        | 1名  |
| 三 センター員         | 若干名 |
| 四 その他校長が必要と認める者 |     |

### (センター長)

第5条 センター長は、本校専任教員の中から校長が選任する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副センター長)

第6条 副センター長は、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務に従事する。
- 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (センター員)

第7条 センター員は、参画を希望する教職員の中から、センター長が選任する。

- 2 センター員は、センターの業務に従事する。

3 その他、校長が必要と認めた場合は、学外の者をセンター員とすることができる。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの組織、予算に関すること。
- 二 その他センターの管理運営に関すること。

(委員会組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター員
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第11条 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第14条 センターの事務は、学生課において処理する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月5日から施行する。